

# 児童の放課後対策にかかる今後の取り組みについて

社会教育部 社会教育課・放課後子ども課

## 1. 背景

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ、及び全ての就学児童を対象とする放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを求めています。

国のプランの考え方を踏まえて、本市においても、地域の実情に即した総合的な放課後対策としての取り組みを進めるものです。

## 2. 取り組み

本市が平成28年11月に実施した「児童の放課後の過ごし方に関する調査」結果を踏まえ、さらにさまざまな立場からの意見を聴取し、適切かつ円滑に児童の総合的な放課後対策の計画的な整備を行うため、「（仮称）児童の放課後対策に関する基本計画」を策定するものです。

なお、当該計画においては、放課後児童クラブ、及び全ての就学児童を対象とする放課後子供教室のそれぞれの目標事業量を設定するとともに、両者の一体的な推進の具体的方策についても記載するものとします。

## 3. 実施時期等

平成29年6月 教育委員会の庁内委員会として  
児童の放課後対策検討委員会を設置

---

平成29年9月 附属機関条例の一部改正案を定例会に提出し、  
教育委員会の附属機関として「児童の放課後対策審議会」  
を設置

9月 「児童の放課後対策審議会」に対し、「（仮称）児童の  
放課後対策に関する基本計画」の策定について、諮問

10月 留守家庭児童会室に通う児童とその保護者を対象とする  
調査の実施

平成30年度 「（仮称）児童の放課後対策に関する基本計画」の策定

## 4. 資料

資料2-2 放課後子ども総合プランと本市の対応

資料2-3 留守家庭児童会室と放課後自習教室の現状